

第6章 計画の推進にあたって

(1)計画の普及・啓発

地域福祉の推進には、本計画の理念を共有し、地域や関係団体等が主体的に取り組めるよう、村広報誌やホームページ等による情報発信、地域福祉に関するイベント、関係団体への説明会等を開催し、計画の周知を図ります。

(2)公私協働による計画の推進

本計画を推進していくにあたっては、地域住民をはじめ、地域の関係機関・団体、サービス事業者等が地域福祉を担う主体として互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら、協働して計画の推進を図ることが重要となります。

<行政の役割>

行政は、地域福祉の推進を図るために、本計画の施策を総合的に推進する役割を担います。そのため、公的サービスの充実を図るとともに、地域住民や地域の関係機関・団体、福祉サービス事業者等地域の様々な主体と相互に連携・協力を図りながら、地域の福祉力を高めていきます。

また、保健・医療・福祉分野と教育、就労、防災、むらづくりなど他の生活関連分野との連携も求められることから、庁内連携体制を強化していきます。

<社会福祉協議会の役割>

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核団体として、地域の福祉ニーズの把握、住民福祉活動の推進を図るほか、関係団体、福祉サービス事業者、行政等地域の様々な主体をつなぐコーディネート機能、地域の社会資源の発掘と活用、福祉活動の企画・実施等の役割を担います。

<民生委員・児童委員の役割>

民生委員・児童委員は、住民が安心して暮らせるよう、地域における住民の身近な相談者であり、援護が必要な人については、行政や社協等と連携を図りながら必要な支援を行っています。今後も「社会福祉に関する活動を行う者」として、地域の福祉課題の発見と課題解決に取り組む役割を期待します。

<住民の役割>

住民は、地域福祉に対する意識を高め、地域社会を担う一員であることの自覚を持つことが大切です。そのため、あいさつや声かけなどで互いに顔の見える関係づくりを心がけ、地域で困っている人を気かけるとともに、地域福祉の担い手として見守りや生活支援、地域活動、ボランティア活動への参加など、主体的に地域福祉の推進に参画する役割を期待します。

<地域組織の役割>

自治会、老人クラブ、子ども会、青年会、婦人会等の地域組織は、それぞれの特徴を活かしながら、地域の福祉課題に対応した活動を推進する役割を期待します。また、個々の組織のみでは対応が難しい課題については、各組織間の連携及び行政や社協等との連携を意識し、協働した取り組みを期待します。

<福祉サービス事業者の役割>

福祉サービス事業者は、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供・公開などを進めるとともに、事業者の持つ技術・経験、資源等を生かし、地域の福祉活動に係る支援を行うなど、積極的に地域福祉の推進に参画する役割を期待します。

(3)感染症対策など

ここ数年の新型コロナウイルスの感染拡大によって、地域活動や様々なイベントが中止となり、住民の外出機会の減少による孤立や高齢者の身体機能低下などの影響もみられています。

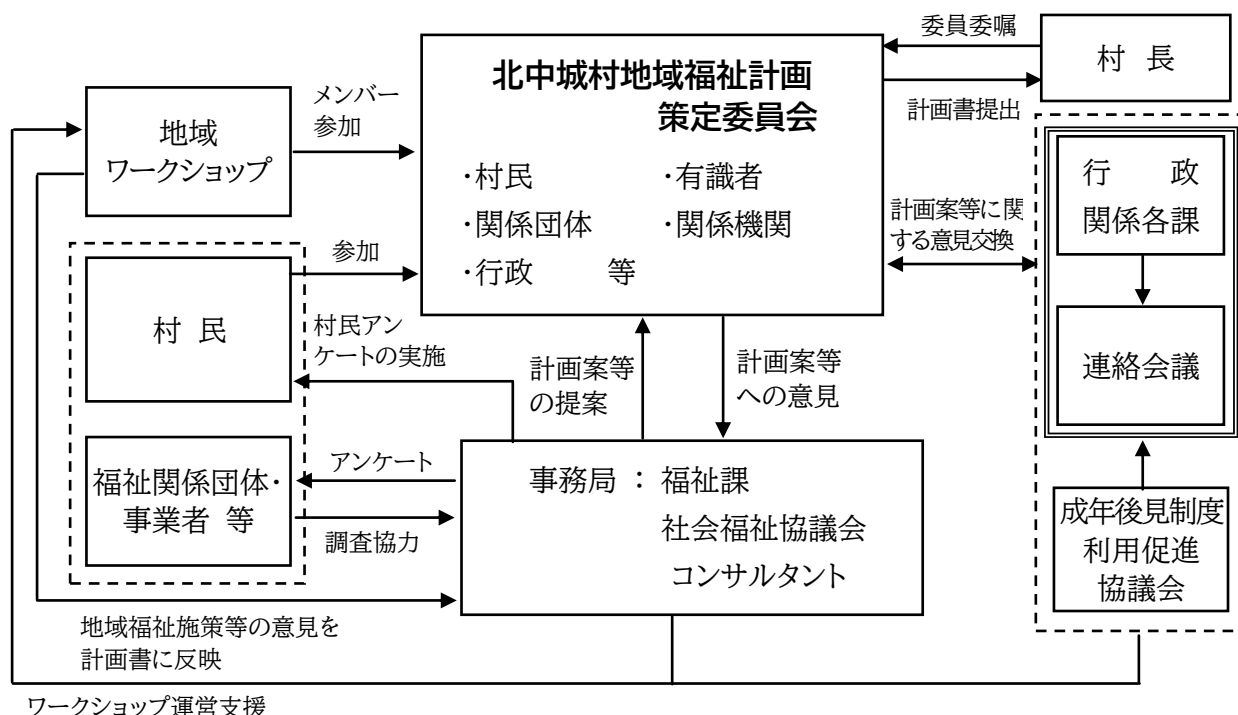
本計画の推進にあたっては、取り組みが停滞しないよう、感染拡大予防策の徹底を図るとともに、各種施策や取り組みの実施に際してはICT等を活用した非接触型の取り組み方策(オンライン講座の開催など)を検討するなど、従来の枠組みにとらわれない工夫した取り組みの実施に努めます。

(4)計画の進行管理

本計画の進行管理を行うために、福祉課を中心とした、庁内関係課及び社会福祉協議会で構成される「地域福祉に関する連絡会議」において、年度ごとに各施策の進捗状況の点検を行うとともに、村職員及び外部有識者等で構成される「北中城村地域福祉計画策定委員会」対し、点検結果の報告を行い、施策・事業の改善を進めていきます(PDCAサイクルの推進)。

資料編

(1)計画の策定体制



(2)北中城村地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成2年5月1日訓令第2号

改正

平成8年1月29日要綱第1号

平成17年4月1日訓令第10号

北中城村地域福祉計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 北中城村新総合計画に基づき「平和で活力ある田園文化村」の実現に向けて、多様化する村民福祉のニーズに対応し、計画的、効率的な福祉行政を推進していくため北中城村地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置し、その組織及び運営に関する事項を定める。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、村長に具申するものとする。

- (1) 北中城村地域福祉計画の策定
- (2) その他北中城村社会福祉向上に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員16名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるもののうちから、村長が委嘱又は任命する。

- (1) 社会福祉関係者

- (2) 地域団体関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 村職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に委員の互選により、会長及び副会長を置く。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は会長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が委員会にはかって定める。

附 則

1 この訓令は、平成2年6月1日から施行する。

2 この委員会の発足当初の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成4年3月31日までとする。

附 則(平成8年1月29日要綱第1号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成7年11月1日から適用する。

附 則(平成17年4月1日訓令第10号)

(施行期日)

この訓令は、公布の日から施行し、平成17年3月1日から適用する。

(3)北中城村地域福祉計画策定委員会 委員名簿

	氏 名	所 属 ・ 職 名	区 分
1	大城 博	村社会福祉協議会・会長	(1)社会福祉
2	安里 信美	村民生委員児童委員協議会・会長 村子ども会育成会連絡協議会・会長	(1)社会福祉 (2)地域団体
3	仲田 美和子	村身体障害者協会・会長	(1)社会福祉
4	石嶺 智子	村母子寡婦福祉会・会長	(1)社会福祉
5	真名井 敦	特定医療法人アガベ会 事務局長	(1)社会福祉
6	高安 律子	喜舎場保育所長 兼 村子育て支援センター長	(1)社会福祉
7	伊佐 好男	村老人クラブ連合会・会長	(2)地域団体
8	山川 章	村自治会長会・会長	(2)地域団体
9	上地 武昭	沖縄大学・名誉教授	(3)学識経験
10	新良 典子	学校法人大庭学園沖縄ソーシャルワーク専門 学校 介護・社会福祉学科専任教員	(3)学識経験
11	比嘉 利彦	生涯学習課長	(4)村職員
12	喜納 克彦	総務課長	(4)村職員
13	喜納 啓二	福祉課長	(4)村職員

(4)北中城村地域福祉推進に係る連絡会議 委員名簿

	氏 名	所 属 ・ 職 名
1	平田 清徳	総務課 総務係長
2	仲村 洋	企画振興課 企画係長
3	新里 智紀	健康保険課 健康対策係長
4	喜納 政史	生涯学習課 社会教育係長
5	田里 淳子	福祉課 社会福祉係長
6	名幸 龍作	福祉課 児童福祉係長
7	久高 郁枝	北中城村社会福祉協議会 事務局長

事務局

	氏 名	所 属 ・ 職 名
1	大城 健	北中城村社会福祉協議会 業務係長
2	金城 明広	北中城村社会福祉協議会 総務係長
3	大城 裕一	福祉課 社会福祉係長

(5)北中城村成年後見制度利用促進協議会設置要綱

(設置)

第1条 北中城村における成年後見制度に関する施策の適切な運用を目的として、関係機関との連携及び情報共有を推進し、成年後見制度の理解と利用促進を図るため、北中城村成年後見制度利用促進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)成年後見制度の利用促進に関すること。
- (2)成年後見制度に利用促進に関する地域連携体制づくりに関すること。
- (3)成年後見制度の利用の促進に関する計画の策定に関すること。
- (4)その他村長が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1)成年後見制度に関し専門的知識を有する者
- (2)成年後見制度の利用促進に関係する団体に属する者
- (3)金融機関に属する者
- (4)社会福祉協議会に属する者
- (5)地域包括支援センターに属する者
- (6)本村の職員
- (7)その他村長が適当と認める者

2 村長は、本村における成年後見制度の利用促進の観点から助言を求めるためオブザーバーとして、関係者を参加させることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が召集する。

2 協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とす

る。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1.この訓令は、令和2年3月1日から施行する。

(6)北中城村成年後見制度利用促進協議会 委員名簿

	団 体 名	氏 名	備考
1	村内医療機関(北中城若松病院)	医師 涌波 淳子	第 1 号
2	相談支援事業所(相談支援センターおきなわ)	精神保健福祉士 島 和也	第 1 号
3	有識者(興南施設管理(株)ヘルスケアルーム)	老人看護専門看護師 屋良 利枝	第 1 号
4	有識者(宜野湾市 福祉推進部 保護課)	社会福祉士 安慶名 盛	第 1 号
5	沖縄弁護士会	弁護士 西端 裕子	第 2 号
6	成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部	司法書士 福原 淳	第 2 号
7	沖縄税理士会	税理士 羽地 明人	第 2 号
8	沖縄県社会福祉士会	社会福祉士 竹藤 登	第 2 号
9	沖縄県精神保健福祉士協会	精神保健福祉士 石川 淳	第 2 号
10	北中城村社会福祉協議会	事務局長 久高 郁枝	第 4 号
11	当事者団体 (認知症の人と家族の会 沖縄県支部 南部地区会)	代表 喜納 ひろみ	第 7 号
12	北中城村地域包括支援センター	社会福祉士 名護 和加子	第 5 号
13	北中城村役場 福祉課	福祉課長 喜納 啓二	第 6 号

(7)第5次北中城村地域福祉計画の策定の経緯

年 月 日	内 容 等
令和4年 9月～10月	地域福祉に関する村民アンケート調査の実施
11月～12月	関係各課及び北中城村社会福祉協議会へのヒアリングの実施
12月23日	第1回連絡会議 ・第四次計画 取り組みの進捗評価 ・地域福祉に関する村民アンケート調査結果の報告 ・第5次北中城村地域福祉推進計画策定の方向性
12月27日	第1回策定委員会 ・第四次計画 取り組みの進捗評価 ・地域福祉に関する村民アンケート調査結果の報告 ・第5次北中城村地域福祉推進計画策定の方向性
12月～ 令和5年1月	自治会及び事業所への意見聴取 ・自治会、事業所(簡易アンケート)
令和5年 1月～2月	住民ワークショップ ・第1回目:1月26日(木) 北中城小学校区 ・第1回目:2月1日(水) 島袋小学校区 ・第2回目:2月2日(木) 北中城小学校区 ・第2回目:2月8日(水) 島袋小学校区
令和5年 3月3日	第2回連絡会議 ・第5次北中城村地域福祉計画(素案)について 見直し概要、統計データ、自治会、事業所、ワークショップの結果説明 計画の基本的な考え方、施策の展開(各論)
3月6日	第2回策定委員会 ・第5次北中城村地域福祉計画(素案)について 見直し概要、統計データ、自治会、事業所、ワークショップの結果説明 計画の基本的な考え方、施策の展開(各論)
3月	パブリックコメントの実施
3月23日	第3回策定委員会 ・第5次北中城村地域福祉計画(素案)の最終審議 第2回策定委員会の委員意見に対する対応・修正案、成果指標の検討
3月29日	成年後見制度利用促進協議会 ・第2期北中城村成年後見制度利用促進計画(素案)について 見直し概要、計画の基本的な考え方
4月17日 ～4月18日	成年後見制度利用促進協議会 ・第2期北中城村成年後見制度利用促進計画(素案)について 計画の基本的な考え方、施策の展開(各論)

第5次北中城村地域福祉計画
<地域福祉計画・地域福祉活動計画>
(令和5年5月)

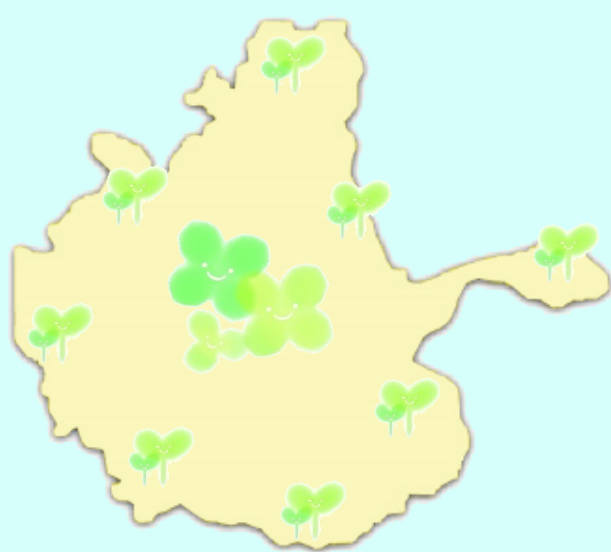
発 行:北中城村役場 福祉課
北中城村社会福祉協議会

〒901-2392

沖縄県中頭郡北中城村字喜舎場 426 番地 2

TEL:(098)935-2263

FAX:(098)982-0345



北中城村